

議会だより

第3回臨時会 No.101
平成22年11月15日

発行：裾野市議会

すそ野

Susono

- ・正副議長就任あいさつ・
臨時会が開かれました 2
- ・常任委員会委員の紹介 3
- ・議会のしくみ 4



新メンバーです。よろしくお願いします。

新議長に土屋篤男氏、副議長に増田喜代子氏



議長
土屋篤男



副議長
増田喜代子

この度、裾野市議会改選に伴い、私たちは議員諸氏の推挙を頂き、正副議長に就任いたしました。職務の大きさと責任の重さを考えるとき、誠に身の引き締まる思いであります。

地域主権の推進を提唱する政権となり、今までの地方分権の動きとはまた違った展開を見せる中、地方自治体の自己決定権や自己責任力はますます拡大してきております。そのため、情報収集能力、企画提案力、政策立案力が大きく試される時代となつてきており、議会の意思決定の果たすべき役割は、さらに重要性を増すものと考えております。

私達議会を取り巻く社会情勢は大変厳しい時代となつてきておりますが、議会の能力と権限を忘れることなく、裾野市議会の果たすべき役割を十分に認識し、いまやるべき行政改革と行政施策を市政発展のために市民の皆様への信用と信頼を得ることのできる議会活動に努力していきます。

平成22年
第3回

臨時会が開かれました

平成22年第3回臨時会が10月25日（月）に開かれました。

この臨時会は、市議会議員選挙後に行われる初議会です。

本会議では正副議長選挙、常任委員の選任、議会運営委員の選任、一部事務組合議会議員選挙、議会選出の監査委員の選任などが行われました。

○選第1号 議長選挙

議長選挙は地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ、土屋篤男議員（4期）が当選しました。

それぞれの委員が決定しました。（3頁参照）

○選第2号 副議長選挙

副議長選挙も議長選挙と同じく、地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ、増田喜代子議員（3期）が当選しました。

○議会運営委員の選任
議会運営委員の選任が行われ、それぞれの委員が決定しました。（3頁参照）

○選第3号 駿東地区交通災害共済組合議会議員選挙

駿東地区交通災害共済組合議会議員選挙（2市3町で組織し、交通災害共済に関する事務を共同で処理する組合）は、地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ土屋篤男議員が当選しました。

○常任委員の選任

常任委員（3つの常任委員会に対して、各7人ずつ所属、任期は2年）の選任が行われ、

○選第4号 裾野長泉清掃施設組合議会議員選挙

裾野長泉清掃施設組合議会議員選挙（し尿処理施設の設置や運営に関する事務処理を共同処理する組合）は、地方自治法の規定に基づき指名推選で行われ、小林俊議員（4期）、大庭敏克議員（8期）、芹澤邦敏議員（3期）、二見榮一議員（3期）、杉本和男議員（5期）の5人がそれぞれ当選しました。

○第60号議案 監査委員の選任について

監査委員（地方自治体の財務や事務について、監督し検査する人）の選任については、市長から提案理由の説明が行われた後、採決に入り、瀧本敏幸議員（3期）に同意することが決定しました。



監査委員
瀧本敏幸氏

各委員会委員の紹介



厚生文教委員会

委員 内藤 法子
委員 二見 榮一
委員 瀧 本敏幸
委員長 勝 又 明
副委員長 賀 茂博 美
委員 三 富美代子

健康福祉部、教育部の所管に属する事項、その他委員会で決定した事項の調査を行います。



総務委員会

委員 増田 喜代子
委員 大庭 敏克
委員 二ノ宮 善明
委員長 小 林 俊
委員 小澤 良一
副委員長 岩 田 広行
委員 芹 澤 邦敏

企画部、総務部、市民部、出納室、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する事項についての調査等を行います。



議会運営委員会

委員 二見 榮一
委員 小林 俊
委員長 杉本 和男
委員 杉本 平治
副委員長 三富美代子
委員 勝 又 明
委員 岡本 和枝
委員 芹澤 邦敏

議会運営委員会は、定例会、臨時会の運営（日程案、議員提出議案などの取扱い）、請願、意見書、陳情、決議案の取扱い、議長からの諮問事項などについて、協議します。構成は、各会派から一律1人を選出し、不足人員は、会派人数により割振ります。定数は8人で、任期は2年です。通常、毎定例会の前に2回開催され、また、会期中でも必要があれば、随時開催します。



産建水道消防委員会

委員 土屋 秀明
委員 渡部 昭三
委員 土屋 篤男
委員長 杉本 平治
委員 佐野 利安
副委員長 岡本 和枝
委員 杉本 和男

産業建設部、水道部、消防の所管に属する事項、その他委員会で決定した事項の調査を行います。

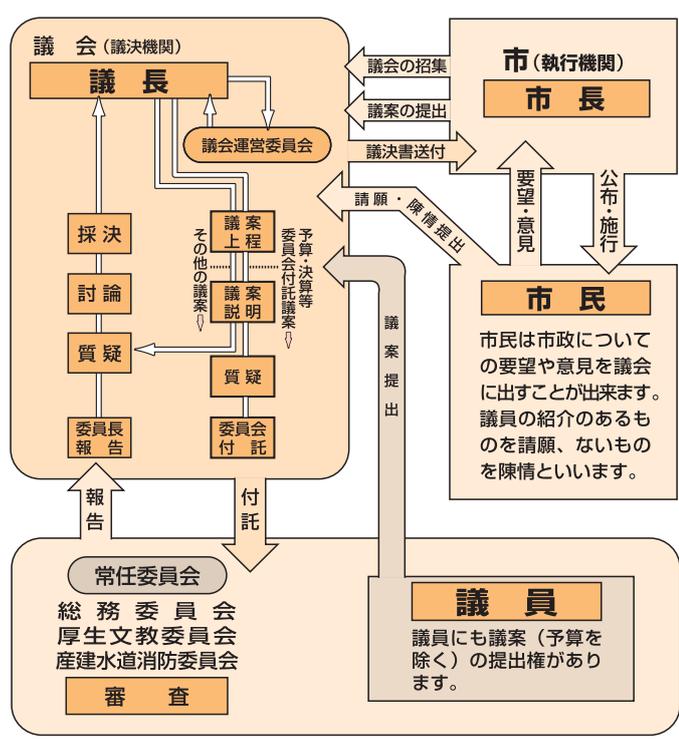
市議会の権限

裾野市議会は、市民から選ばれた21人の議員で構成され、議決機関としての大切な役割を果たしています。定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催され、議案審議のほか、市民の皆さんの生活に直結した重要な事柄等について活発な論議が交わされています。

市議会の持つ権限のうちで最も重要なものは議決権です。これは市の条例や予算などの議案を審議し、その可否を決定する権限です。市長や教育委員会等の執行機関は、その議決に従って仕事を進めています。

また、必要がある場合において、その特定事件に限り審議するために招集される臨時会があります。

このほか、議長・副議長及び選挙管理委員会等の選挙権、同意権や意見書提出権、また、執行機関に対する検査権、調



査等々があります。

本 会 議

本会議は議案などを審議し、議会の最終的意思を決定する会議です。議員定数の半数以上の議員が出席しなければ開くことができません。

本会議は一般に公開されており、規則を守れば、簡単な手続きでどなたでも自由に傍聴できます。会議時間は午前10時から午後5時となっておりますが、都合により変更する場合があります。

委 員 会

議案などは全て本会議で決定されますが、複雑な議会の仕事を分担し、専門的・効率的に審査するため、いくつかの委員会を設けています。

また、委員会は、常任委員会と特別委員会があります。

○常任委員会

常に議会に置かれている委員会です。行政事務の調査、予算・決算・条例などの議案、請願・陳情の審査を行います。議員はいずれか一つの常任委員会に所属することになっ

ており、本市には3委員会(総務委員会・厚生文教委員会・産建水道消防委員会)が置かれています。

○特別委員会

特別の事件の審査、調査のため、そのたびに設置される委員会です。本市において、最近では、議員定数等検討特別委員会が設置されました。

編 集 後 記

この度、市議会議員の改選により、「市議会だより」の編集委員が新しいメンバーでスタートします。市民の皆様が親しまれ、読みやすい紙面づくりに努力し、より一層充実した議会だよりになるよう心掛けてまいりますので、よろしく願います。

議 会 だ よ り 編 集 委 員 会



- 委員 土屋 秀明
- 委員 小田 圭介
- 委員長 賀茂 博美
- 委員 二ノ宮善明
- 副委員長 岩田 広行
- 委員 佐野 利安

各常任委員会から選出された編集委員です。議会だよりは年4回発行します。皆様のご意見をお待ちしています。